

「特別定額給付金」の申請はお済みですか？

未申請の方は
お早めに

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき国民1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」の申請を受け付けています。

申請書は、すでに各世帯の世帯主の方へ郵送していますが、申請がまだお済みでない場合は、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

1. 支給対象者

基準日(4月27日時点)において、八雲町の住民基本台帳に記録されている方

2. 給付額

給付対象者1人につき10万円

3. 申請方法および期限

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による申請にご協力をお願いします。

申請書に押印、連絡先および振込先口座を記入いただき、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)と振込先口座の確認書類(通帳、キャッシュカード等)の写しを添付して、提出してください。

※給付金の受給を希望されない場合は、申請書の受給希望欄(表面・下段)に×印を記入いただき、申請書に本人確認書類の写しを添付して提出してください。

申請期限は、**8月21日(金)まで(郵送の場合は、当日消印有効)**となっていますので、期日までに申請をいただきますようお願いいたします。

4. 給付までの流れ

申請書の提出後、役場にて提出いただいた書類を確認いたします。書類の確認後、不備等がなければ、1～2週間後に指定した口座へお振り込みします(事前に支払通知書を送付いたします)。

5. 申請書がお手元がない方へ

申請書を紛失した、住民票地に居住していない(入院または施設に入所中・単身赴任中など)ため、郵便を受け取ることが出来なかったなどの理由により申請書がお手元がない方は、申請書を再送付いたしますので、下記までご連絡ください。

6. 給付金を装った詐欺に注意してください

「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

- ・町や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対ありません。
- ・町や総務省などが給付金の給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対ありません。

ご自宅や職場などに町や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら役場やお近くの警察署または警察相談専用ダイヤル(#9110)などにご連絡ください。

【問い合わせ先】 住民生活課社会係

☎0137-62-2112(内線244・245)

熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

